

4008 日マレーシア経済連携協定に係る輸入貨物の関税撤廃

日マレーシア経済連携協定では、附属書一で具体的な譲許の内容を定めています。日本側における即時関税撤廃、段階的関税撤廃・引下げ、関税割当等の譲許の区分については、附属書一第一部の「一般的注釈」で規定されています(参考1)。また、日本側における再協議、関税割当、不均等な関税削減等の詳細なスケジュールは、附属書一第二部第一節の「日本国の表についての注釈」に規定されています(参考2)。

(参考1：一般的注釈)

表4欄	内容	備考	主な品目
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目	マンゴー、マンゴスチン、合板以外の林産品等
Bn	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な関税の引下げ。基準税率から「n+1回目」で撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 n=5, 6, 7, 9, 10, 15 初回：協定発効日 次回以降：4月1日	にんにく、乾燥たけのこ、みかん等
P	協定の発効日から不均等な関税を引下げ、または撤廃	段階的関税引下げ・撤廃品目 初回：協定発効日 次回以降：4月1日	マーガリン、ココア調製品
Q	関税割当(先着順) 1,000トン/年度まで無税	輸出国管理	生鮮バナナ
R	協定の発効後、一定期間を経て関税撤廃等を交渉	再交渉品目	合板等
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目	ミルク、米、米調製品、小麦粉、砂糖等

(参考2：日本国の表についての注釈)

表5欄	内容
1	再交渉の時期(協定発効後5年毎)⇒さわら、たらばがに等
2	関税割当の条件(1,000トン/年度まで無税等)⇒生鮮バナナ
3	不均等な関税引下げ税率⇒マーガリン
4	再交渉の時期(協定発効後5年目)⇒油脂調製品の一部
5	再交渉の時期(協定発効後4年目)⇒ソーセージ等の一部
6	不均等な関税撤廃税率⇒ココアペーストの一部
7	不均等な関税撤廃税率⇒ココアペーストの一部
8	不均等な関税撤廃税率⇒ココア・パウダー
9	不均等な関税撤廃税率⇒ココア調製品の一部
10	不均等な関税撤廃税率⇒ココア調製品の一部

日・マレーシアの関税譲許に関する条文

- 日本の表（協定附属書一第一部及び第二部）（和文）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/fuzoku01.pdf
- 日本及びマレーシアの表（協定附属書一第一部、第二部及び第三部）（英文）
<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex1.pdf>